

○海洋汚染等防止法検査心得 I 技術基準省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
<p>(参考) EE 船、EN 船及びNN 船について</p> <p>引渡し、又は改造完了の日</p> <p>昭和57年6月1日以前に引渡し、改造完了</p> <p>昭和56年12月31日以前に引渡し、改造完了</p> <p>昭和57年6月30日以前に建造着手、改造開始</p> <p>昭和56年12月31日以前に契約</p> <p>昭和55年1月1日以前に建造着手、改造開始</p> <p>昭和54年6月1日以前に契約</p> <p>昭和57年6月1日</p> <p>昭和56年12月31日</p> <p>昭和55年6月30日</p> <p>昭和54年1月1日</p> <p>昭和57 (82)</p> <p>昭和56 (81)</p> <p>昭和55 (80)</p> <p>昭和54 (79)</p> <p>昭和50 (75)</p> <p>昭和51 (76)</p> <p>昭和52 (77)</p> <p>昭和53 (78)</p> <p>昭和54 (79)</p> <p>昭和55 (80)</p> <p>昭和56 (81)</p> <p>NN 船</p> <p>EE 船</p> <p>EN 船</p> <p>建造契約又は改造契約の締結日 (契約のない場合には、建造着手又は改造開始の日)</p>	<p>(参考) EE 船、EN 船及びNN 船について</p> <p>引渡し、又は改造完了の日</p> <p>昭和57年6月1日以前に引渡し、改造完了</p> <p>昭和56年12月31日以前に引渡し、改造完了</p> <p>昭和57年6月30日以前に建造着手、改造開始</p> <p>昭和56年12月31日以前に契約</p> <p>昭和55年1月1日以前に建造着手、改造開始</p> <p>昭和54年6月1日以前に契約</p> <p>昭和57年6月1日</p> <p>昭和56年12月31日</p> <p>昭和55年6月30日</p> <p>昭和54年1月1日</p> <p>昭和57 (82)</p> <p>昭和56 (81)</p> <p>昭和55 (80)</p> <p>昭和54 (79)</p> <p>昭和50 (75)</p> <p>昭和51 (76)</p> <p>昭和52 (77)</p> <p>昭和53 (78)</p> <p>昭和54 (79)</p> <p>昭和55 (80)</p> <p>昭和56 (81)</p> <p>NN 船</p> <p>EN 船</p> <p>建造契約又は改造契約の締結日 (契約のない場合には、建造着手又は改造開始の日)</p>	<p>誤記の修正</p>

<p>スラッジ管装置には、スラッジタンクからスラッジの吸引が可能なポンプを設けること。</p>	<p>属書 I 第 12 規則 2 及び 3.2 の取り入れ</p>
<p>(c) スラッジ管装置は、すべての船舶について設置することが望ましいが、次に掲げる要件に適合する国際航海に従事しない船舶については、本項ただし書の規定を適用し、スラッジ管装置を備え付けないこととして差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>(d) スラッジ管装置及び技術基準省令第 8 条第 1 項第 2 号に規定するピルジ管装置を相互に連結する配管は認められない。ただし、本項第 2 号に規定する標準排出連結具へ通ずる配管は差し支えない。この場合、これらの管系と標準排出連結具への共通管との連結部は、スラッジがピルジ水管系に流入しないものとする(ねじ締め逆止弁の設置は、スラッジがピルジ水管系に流入しないものとして認められる)。</p>	<p>6.4(b) 新設によるずれ(以下、6.4(g)まで同じ)</p> <p>MARPOL 条約附属書 I 第 12 規則 3.3.2 の取り入れ</p>
<p>(e) 本項第 1 号の「移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(f) 平成 2 年 12 月 31 日以後に建造され、又は建造に着手された船舶については、移送用のポンプは、次のとおりとすること。</p> <p>(略)</p> <p>(g) 本項第 2 号のフランジは、最大 125mm の内径の管に取り付けることができるものであり、また、フランジ用に、耐油材料製のガスケットを有するものであること。</p> <p>(ピルジ貯蔵装置)</p>	<p>(b) スラッジ管装置は、すべての船舶について設置することが望ましいが、次に掲げる要件に適合する国際航海に従事しない船舶については、本項ただし書の規定を適用し、スラッジ管装置を備え付けないこととして差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>(c) 平成 2 年 12 月 31 日以後に建造され、又は建造に着手された船舶については、スラッジ管装置及び技術基準省令第 8 条第 1 項第 2 号に規定するピルジ管装置を相互に連結する配管は認められない。</p> <p>(d) 本項第 1 号の「移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(e) 平成 2 年 12 月 31 日以後に建造され、又は建造に着手された船舶については、移送用のポンプは、次のとおりとすること。</p> <p>(略)</p> <p>(f) 本項第 2 号のフランジは、最大 125mm の内径の管に取り付けることができるものであり、また、フランジ用に、耐油材料製のガスケットを有するものであること。</p> <p>(ピルジ貯蔵装置)</p> <p>8.3 (a) 本項第 1 号の「送り込み、かつ、陸上に移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p>
<p>(e) 本項第 1 号の「移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(f) 平成 2 年 12 月 31 日以後に建造され、又は建造に着手された船舶については、移送用のポンプは、次のとおりとすること。</p> <p>(略)</p> <p>(g) 本項第 2 号のフランジは、最大 125mm の内径の管に取り付けることができるものであり、また、フランジ用に、耐油材料製のガスケットを有するものであること。</p> <p>(ピルジ貯蔵装置)</p> <p>8.4 (a) 本項第 1 号の「送り込み、かつ、陸上に移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p>	<p>ポニーロード取り入れによる技術基準省令の項ずれ</p> <p>MARPOL 条約附属書 I 第 12 規則</p>

心得附則(平成 22 年 12 月 28 日)

(削除)

	<p>(経過措置) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶のスラッジ貯蔵装置については、改正後の6.1から6.3までの規定に関わらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>則4の取り入れ</p>
<p>附 則 (施行期日) この改正は、平成29年1月1日から適用する。 (経過措置) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶のスラッジ貯蔵装置については、改正後の6.2(c)及び6.4(d)の規定に関わらず、2017年1月1日以後の最初の定期検査までの間は、なお従前の例によることができる。なお、現存旧船にあっては、合理的かつ、実行可能である場合である6.1～6.4の規定の中の6.2(d)の規定のみ適用する。</p>		

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法 (傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
<p>201 第1定期検査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) (イ) (略)</p> <p>(ロ) 1)～2) (略)</p> <p>3) イ) (略)</p> <p>ロ) 標準排出連結具(検査合格品でない場合に限る。)の圧力試験(技術基準省令第6条第4項第2号イ、ロ及びこの基準に適合していることを確認すること。)</p>	<p>201 第1定期検査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) (イ) (略)</p> <p>(ロ) 1)～2) (略)</p> <p>3) イ) (略)</p> <p>ロ) 標準排出連結具(検査合格品でない場合に限る。)の圧力試験(技術基準省令第6条第3項第2号イ、ロ及びこの基準に適合していることを確認すること。)</p>	<p>ポ—ラーコー ド取り入れに よる技術基準 省令の条ずれ を踏まえた修 正及び文言の 適正化</p>

附 則

この改正は、平成29年1月1日から適用する。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領

改正後	現行	備考
<p>第十二号様式 (第二十六条関係) 国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS OTHER THAN OIL TANKERS</p> <p>(略)</p> <p>2.5.2 この船舶は、<u>全ての</u>ビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。 The ship is fitted with hoding tank (s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:</p> <p>(略)</p> <p>8 極海コードII-A部第1章の適合 Compliance with part II-A-chapter 1 of the Polar Code</p> <p>8.1 この船舶は、<u>極海コードの序章及びII-A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。</u> The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter I of part II -A of the Polar Code.</p> <p>☐</p> <p>この記録は、<u>全ての</u>点について正しいことを証明する。</p>	<p>第十二号様式 (第二十六条関係) 国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS OTHER THAN OIL TANKERS</p> <p>(略)</p> <p>2.5.2 この船舶は、<u>すべての</u>ビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。 The ship is fitted with hoding tank (s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>この記録は、<u>すべての</u>点について正しいことを証明する。</p>	<p>ポーラーコードの取り入れによる証書の記載例の改正</p>

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補
 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate
 (IOPP Certificate)

油タンカーの構造及び設備に関する記録
 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

(略)

2.5.2 この船舶は、全てのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。
 The ship is fitted with hoding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:

(略)

5.7.5 この船舶は、第28規則6に基づき承認された復原性計算機を備えている。
 The ship is provided with an Approved Stability Instrument in accordance with regulation 28(6)

5.7.6 第28規則6の要件は、第3規則6に基づき船舶については免除される。復原性は下記の方法によって検証される。
 The requirements of regulation 28(6) are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is veri

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補
 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate
 (IOPP Certificate)

油タンカーの構造及び設備に関する記録
 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

(略)

2.5.2 この船舶は、すべてのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。
 The ship is fitted with hoding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:

(略)

(新設)

復原性計算機の備付けの義務化に伴う様式改正 (平成28年1月1日施行済み)

fied by the following means:

.1 第28規則5に基づき船長に提供された復原性情報に定義される承認された状況においてのみ荷積みを行う。

loading only to approved conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with re

gulation 28(5)

.2 主管庁に承認された方法によって遠隔で検証が行われる。

verification is made remotely by a means approved by the Administration:

.3 第28規則5に基づき船長に提供された復原性情報に定義される承認された荷積み状況の範囲内で荷積みを行う。

Loading within an approved range of loading conditions defined in the stability information provided to the master in a

ccordance with regulation 28(5)

.4 第28規則5に基づき船長に提供された復原性情報に定義される全ての適用可能な非損傷時及び損傷時時の復原性要件を満たす承認された限られた重心高さ(KG) / メタセタ高さ(GM)曲線に基づき荷積みを行う。

loading in accordance with approved limiting KG/GM curves covering all applicable intact and damage stability requirements defined in the stability information provided to the mas

ter in accordance with regulation 28(5)

<p>この記録は、<u>すべての点</u>について正しいことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.</p>	<p>この記録は、<u>すべての点</u>について正しいことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.</p>
--	--

(略)

11 極海コードII-A部第1章の適合

Compliance with part II-A-chapter 1 of the Polar Code

11.1 この船舶は、極海コードの序章及びII-A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。

The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part II-A of the Polar Code.

この記録は、全ての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

附 則

この改正は、平成29年1月1日から適用する。

ポーラーコードの取り入れによる証書の記載例の改正

